

建築物の建築等・工作物の建設等の色彩基準（工業・産業系市街地景観ゾーン）

色彩基準（工業・産業系市街地景観ゾーン）				
項 目		色 相	明 度	彩 度
外壁等	基調色	0R（10RP）～5.0Y	4 以上 8.5 以下	4 以下
		その他の有彩色	4 以上 8.5 以下	2 以下
		無彩色（N）	4 以上 8.5 以下	—
	補助色	0R（10RP）～5.0YR (5.0YR は含まない)	3 以上 8.5 未満の場合	4 以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		5.0YR～5.0Y	3 以上 8.5 未満の場合	6 以下
			8.5 以上の場合	2 以下
		その他の有彩色	3 以上 8.5 未満の場合	2 以下
			8.5 以上の場合	1 以下
		無彩色（N）	3 以上 9 以下	—
	強調色	自 由		
屋根	0YR（10R）～5.0Y	6 以下	3 以下	
	その他の有彩色		1 以下	
	無彩色（N）		—	

外壁等の色彩面積比の考え方

基調色	外壁等の各面の 4/5 以上 は、基調色の基準に適合した色彩とします。
補助色	外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の 1/5 以下 で、補助色の基準に適合した色彩とします。
強調色	外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の 1/20 以下 で、強調色を使用することができます。ただし、補助色との合計面積は、 1/5 以下 とします。